2027 年度貸切バス事業者安全性評価認定制度

申請予定事業者の皆様へ

2026 年 9 月

2025 年度申請から新たな基準による審査を行っております。詳細は申請案内書等をご確認ください。

【2027 年度申請における注意事項について】

2028 年 3 月 31 日が有効期限の認定事業者及び新規申請予定事業者におかれましては、2027 年度の申請が近づいてまいりました。

（2027 年度申請受付期間：2027 年 4 月 1 日（木）～4 月 30 日（金）（消印有効））

申請予定事業者の皆様には特に次の「法令遵守事項」についてご注意ください。

（「法令遵守事項」が評価できない場合は、審査中止として認定できません。）

① 運行管理者・整備管理者が講習・研修を修了しているか、ご確認をお願いします

選任している運行管理者・整備管理者への講習・研修は義務付けられており、安全性評価認定制度では「法令遵守事項」となっております。2027 年度においても下記が必須となりますので、申請予定事業者はそれぞれの受講状況を必ず事前にご確認ください。

【運行管理者】

2025 年度または 2026 年度に基礎講習もしくは一般講習が修了していること。（ただし、申請予定事業者において新たに選任された運行管理者は、その選任された年度に基礎講習もしくは一般講習が修了していること。）

【整備管理者】

2025 年度または 2026 年度に整備管理者研修が修了していること。（申請予定事業者において 2026 年度に新たに選任された整備管理者で 2026 年度に未受講の場合については、2027 年度末日までの受講が必要となります。）

※参考資料

【1】運行の管理に関する講習の種類等を定める告示

https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_ibaraki/date/unkoukanri05r.pdf

【2】旅客自動車運送事業運輸規則

https://laws.e-gov.go.jp/law/331M50000800044/

> 旅客自動車運送事業運輸規則 （抄）
> （整備管理者の研修）
> 第四十六条　旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。
> 一　整備管理者として新たに選任した者
> 二　最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

② 特定の運転者に対する適性診断・特別指導の実施について、ご確認をお願いします

特定の運転者（初任運転者、高齢運転者、事故惹起者）には国土交通省が認定する機関で適性診断を受診し、法令で定められた項目毎に所定時間の特別指導を行うこととなっております。

・初任運転者：初任診断及び特別指導【座学 10 時間・実技（ハンドル時間）20 時間】
（65 歳以上の初任運転者は適齢診断及び特別指導【座学 10 時間・実技（ハンドル時間）20 時間】）
・高齢運転者：適齢診断及び特別指導【所定時間の定め無し】
・事故惹起者：特定診断及び特別指導【座学 10 時間・実技（ハンドル時間）20 時間】

安全性評価認定制度では「法令遵守事項」となっており、特定の運転者に適正な時期に適性診断を受診させたことを証する資料、特定の運転者に実施した特別指導の内容と所定時間以上の教育をしていることが分かる資料にて審査します。適性診断の受診状況と特別指導の項目や所定時間以上の教育を行っているかを事前にご確認ください。特に、初任運転者の実技（ハンドル時間）20 時間について、選任前に旅客を乗せての営業運行は法令違反のため、実技（ハンドル時間）20 時間としてカウントできませんのでご注意ください。

※参考資料
旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/ryokaku_sidou.pdf

③ 保有する貸切車両全てについて、有効な車検証、適正な定期点検、必要な保険を有しているか、ご確認をお願いします

新型コロナウイルス感染症の影響による休車の取扱いをした車両に関し、休車期間が満了する際には、整備管理規程に基づいた必要な整備・点検を行い、車検切れ・自賠責保険未加入・任意保険未加入とならないように確認し、車両を通常使用すること。また、休車の復活を行わない車両については、道路運送法に基づき、事業計画変更等必要な措置を求めることとされています。

安全性評価認定制度では、車両管理が「法令遵守事項」となっており、休車期間満了後の車両の管理が適正に行われていない場合認定できませんので、ご注意ください。

【事故・行政処分等について】

すでに認定を受けている事業者（新規申請予定事業者においては申請日以降）において、有責・他責にかかわらず、「死傷事故」、「転覆等の事故」、「悪質違反による運行等」、「10 人以上の負傷者が生じた事故」が発生した場合、速やかに日本バス協会にご報告ください。

また、30 日車以上の行政処分等(警告も含む)を受けた場合も速やかに日本バス協会にご報告ください。30 日以内に報告が無い場合、認定事業者は規程により認定を取り消される場合がございます。

【登録メールアドレスについて】

安全性評価認定制度に関する事項につきましては、申請時にご登録いただいたメールアドレスにメールを送付いたしますので、メールアドレスが変更になった際には日本バス協会に変更届出書を必ずご提出ください。

なお、変更届出書のフォーマットは下記 URL よりダウンロードいただけます。
https://www.bus.or.jp/safety/registration/

（お問い合わせ） 公益社団法人 日本バス協会・業務部
TEL：03-3216-4014 FAX：03-3216-4016